

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

岩手県教育委員会規則第2号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																							
<p>第5条 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p> <p>第5条の2 免許法別表第8の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭2種免許状を取得する場合</p> <table border="1" data-bbox="855 857 1458 1341"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在職年数</th> <th rowspan="2">教科に関する科目</th> <th colspan="3">教職に関する科目</th> <th rowspan="2">生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</th> <th rowspan="2">教科又は教職に関する科目</th> </tr> <tr> <th colspan="3">教育課程及び指導法に関する科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>各教科の指導法</td> <td>道徳の指導法</td> <td>保育内容の指導法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭2種免許状を取得する場合</p> <table border="1" data-bbox="855 1435 1458 1968"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在職年数</th> <th rowspan="2">教科に関する科目</th> <th colspan="3">教職に関する科目</th> <th rowspan="2">生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</th> <th rowspan="2">教科又は教職に関する科目</th> </tr> <tr> <th colspan="3">教育課程及び指導法に関する科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>各教科の指導法</td> <td>道徳の指導法</td> <td>保育内容の指導法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>7</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭2種免許状を取得する場合</p>	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目				各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法				1				3			在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目				各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法				1		7	1		2		2		5	1		1	
在職年数	教科に関する科目			教職に関する科目					生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目																																														
		教育課程及び指導法に関する科目																																																						
	各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法																																																					
1				3																																																				
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目																																																		
		教育課程及び指導法に関する科目																																																						
	各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法																																																					
1		7	1		2																																																			
2		5	1		1																																																			

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目
		教育課程及び指導法に関する科目				
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		
1		7			2	
2		5			1	

(4) 小学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目
		教育課程及び指導法に関する科目				
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		
1	7	2			2	
2	5	1			2	
3	5	1			1	

(5) 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目
		教育課程及び指導法に関する科目				
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		
1		1	1		1	3
2		1	1		1	2

(6) 中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭1種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目
		教育課程及び指導法に関する科目				
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		
<u>1</u>		<u>1</u>			<u>2</u>	<u>6</u>
<u>2</u>		<u>1</u>			<u>1</u>	<u>4</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。